

## 「学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金」をもとに

### 総額約5億円規模の給付型奨学金制度「米田吉盛教育奨学金」を創設

学校法人神奈川大学は、2008年に迎えた創立80周年を機に、創立100周年に向け学園の理念などをはじめとする「将来構想」を策定しました。この将来構想を実現するための施策の一つとして、平成35年度までに総額100億円を積み立てる「学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金」と単年度総額約5億円規模の給付型奨学金制度「米田吉盛教育奨学金」を創設いたしました。

これは、創立者米田吉盛を顕彰し、建学の精神と教育理念である「教育は人を造るにあり」の考えのもと、学生が個別の経済面に左右されることなく、学修面はもとより、自己実現の場となる課外活動、成長を支援する資格取得などに積極的に挑戦できる環境を整えることを目的としています。

これにより本学独自奨学金制度は17種類、予算規模は新規分2億円を含み約5億円、給付対象学生は現状からほぼ倍増の約1,500人となります。

#### I. 「学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金」をもとに2010年度から新設する「米田吉盛教育奨学金」

##### 1. 給費生

###### ①「大学院給費生」

将来大学の教員となることを目標に、意欲的に研究に取り組んでいる学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる学生を支援します。

給付額: 当該年度の学費相当額

支給期間: 博士課程前期 原則5年間、博士課程後期 原則3年

##### 2. 経済支援

###### ①「新入生奨学金」

高校時の成績が一定の基準を満たし、積極的な勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な新入生を支援します。

給付額: 年間授業料の30%相当額

支給期間: 入学年度限り

###### ②「地方出身者学生支援奨学金」

新入生奨学金採用者のうち、東京都・神奈川県を除く地方出身者で、自宅外通学をしている学生を支援します。

給付額: 年間15万円

支給期間: 入学年度限り

###### ③「附属高等学校出身者学生支援奨学金」

神奈川大学附属高等学校を卒業し、神奈川大学への進学を強く希望して入学した者で、学業成績、人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生を支援します。

給付額: 年間授業料の30%相当額

支給期間: 原則4年間

###### ④「神奈川大学出身者支援奨学金」

神奈川大学を卒業し、神奈川大学大学院に進学する者で、学業成績、人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生を支援します。

給付額: 年間授業料の30%相当額

支給期間: 入学年度限り

##### 3. 成長支援

###### ①「自己実現・成長支援奨学金」

学術、文芸、スポーツ、社会活動等の分野において、明確な目的を持ち、優れた実績をあげ、学業と両立させつつ、さらに高い目標を目指して挑戦し続ける学生を支援します。

給付額: 活動の内容、実績により給付

支給期間: 1度限り。ただし、内容が異なる場合は再出願可

###### ②「指定資格取得・進路支援奨学金」

在学中に大学が指定する難易度の高い資格試験(公認会計士、税理士)に合格した場合、卒業後の進路として、国家公務員採用1種試験もしくはそれと同等程度の公務員試験に合格し採用が決まった場合、または、TOEFL及びTOEICで高得点を取得した場合に、その内容に応じて、支援を行います。

給付額: 20万円もしくは30万円(資格・進路により規定に即して決定)

支給期間: 1度限り。ただし、分野が異なる場合、他試験に合格した場合は再出願可

###### ③「海外活動支援奨学金」

短期海外研修(短期)及び派遣交換留学(長期)等、海外で学ぶ学生を活動内容に応じて支援します。また、海外の協定校から受け入れた交換留学生に対し支援を行います。

給付額: (1)短期; 5万円 (2)長期; 40万円から80万円

支給期間: (1)短期は1度限り。(2)長期は募集要項の規定による。

###### ④「研究・社会活動支援奨学金」

大学院に在籍し、将来における明確な目標を持ち、学業成績、人物ともに優れた者で、優れた研究活動を行う学生、または、論文等が社会的に高い評価を受けるなど、学術分野において優れた業績を収めた学生を支援します。

給付額: 活動の内容、実績により規定に即して決定

支給期間: 年度限り。再出願可。

#### II. 「米田吉盛教育奨学金」として継続する奨学金

##### 1. 給費生

###### ①「神奈川大学給費生」

給付額: 文系100万円、理系120万円。(初年度学費免除)自宅外通学者には別に60万円給付。

###### ②「法科大学院給費生」

給付額: ①100万円+当年度学費相当額、②100万円、③50万円(給付額は規定に即して決定)

###### ③「附属学校特待生」

給付額: 当該年度の年間授業料相当額

##### 2. 経済支援

###### ①「修学支援奨学金」

給付額: 成績基準などの規定に即して決定。【学部】①年間授業料の50%相当額、②年間授業料の30%相当額。【大学院】①年間授業料の50%相当額

###### ②「社会人奨学金」

給付額: 年額49万円

###### ③「外国人留学生授業料減免制度」

給付額: 年間授業料の30%(学業成績優秀者にはさらに20%支給)

#### III. その他の本学独自奨学金

①村橋・フロンティア奨学金 給付額: 40万円

②神奈川大学激励奨学金 給付額: 10万円

PR発信元 〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1  
神奈川大学 広報部  
電話(045)481-5661(代) FAX(045)481-9300  
E-mail: [kohou-info@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kohou-info@kanagawa-u.ac.jp)  
URL: <http://www.kanagawa-u.ac.jp>